

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

令和7年3月24日
東京みどり農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおり J A 貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、A T M 操作に不慣れな高齢の方を A T M に誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 対象となるお客さま
原則、過去3年以上、J A 貯金口座でのお取引がない70歳以上の個人のお客さま
- 2 利用制限について
上記1. に該当するお客さまは、J A バンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「出金+振替（振込含む）合計金額」を10万円に制限させていただきます。
- 3 利用制限の開始日
令和7年4月22日（火）
- 4 その他
対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、手続が必要となりますのでお取引のある支店窓口までお申し出ください。

以 上

ご不明な点がございましたら、窓口までお気軽にお問い合わせください。